
種 別： 判例研究

タイトル： 委任状勧誘における名誉毀損

著 者： 清水 太郎

所 収： 『上智法学論集』第 58 卷 3-4 合併号（平成 27 年 3 月）177-186 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

判例研究

委任状勧誘における名誉毀損

清水 太郎

東京地判平成 24 年 12 月 19 日（謝罪広告等請求事件、平成 23 年（ワ）第 11914 号）判時 2189 号 71 頁

1 問題の所在

本件は、A 株式会社の株主である Y らが、同社の臨時株主総会に先立って他の株主に送付した書面に、A 社の代表取締役であった X の取締役の適格性に疑問を抱かせる内容の記載があったとして、X が Y らに名誉毀損による不法行為に基づき、慰藉料および弁護士費用のほか、謝罪広告を求めているものである。争点は、(1) 名誉毀損の有無、(2) 違法性阻却事由の有無、(3) 損害額および謝罪広告の要否である。そして、本件の意義は、争点(1) に関して代表取締役の適格性に疑問を抱かせる情報を提示することで名誉毀損の成立を肯定し、争点(2) に関して当該情報は A 社の株主全体の利益に関わるため公共の利害に関係し、X を解任させる目的は公益に適うとした点にある。

ところで、委任状勧誘が問題となる場面は、株主総会の定足数を充足するために会社側が株主を勧誘する場合のほか、株主相互間ないし会社と反対株主との間で意見の対立がある場合に、勧誘株主が自らの主張を貫くために他の株主を勧誘する場合がある⁽¹⁾。また、買収者に十分な資力がない場合や対象会社がポイズン・ピル等の買収防衛策を有している場合において、委任状勧誘は効果的な敵対的企業買収の手段となりうることもある⁽²⁾。このように、委任状

(1) 鳥山恭一＝福原紀彦＝甘利公人＝山本為三郎＝布井千博・会社法新訂版 101 頁（2006 年・学陽書房）参照。

(2) 酒井太郎「委任状勧誘」ジュリスト 1346 号 45 頁（2007 年）、太田洋「株主提案と委任状勧誘に関する実務上の諸問題」旬刊商事法務 1801 号 25 頁（2007 年）、同「本格的な

勧誘には多様な用途があるにもかかわらず、わが国では委任状勧誘合戦の歴史が浅いこともあってか⁽³⁾、とりわけ株主が主導する委任状勧誘はこれまで十分な議論がなされていなかった⁽⁴⁾。

本件のように、勧誘株主が被勧誘株主に委任状を送付する場合、勧誘株主は被勧誘株主に自身の提案を是としてもらうために必要な情報を提供する必要がある⁽⁵⁾。しかし、そもそも委任状勧誘合戦において、勧誘株主は株主名簿の閲覧謄写請求権(会社法125条2項)を行使して他の株主の所在等を把握しなければならぬ点等において、構造的に会社より不利な立場にある⁽⁶⁾。加えて、被勧誘株主は、分散投資をしていたり、勧誘株主の能力に疑問を覚えることもある。したがって、被勧誘株主は、勧誘株主が提供する情報に目を通して、当該勧誘を是とするか否かを判断する意欲に乏しい(いわゆる株主の合理的無関心)⁽⁷⁾。

委任状勧誘に関する問題は、会社法ないし金融商品取引法で解決されるべきであるが、規制が必ずしも十分とは言えないため、民法の一般法理に基づいて解決する場合もある。本件も、委任状勧誘をめぐる問題であることから、本来的には会社法ないし金融商品取引法で解決されるべきであるが、民法で対応している。本件は、名誉毀損の判断基準は従来の通説・判例に従った事例判決ではある。しかし、会社法ないし金融商品取引法と民法の概念の相違等について考察するのに適した事例であると考えられる。

本稿は、本件の特徴である争点(1)(2)に焦点をあてて検討し(争点(3)は、慰藉料は専ら裁判所の裁量による⁽⁸⁾等の事情から本稿では省略する。)、そして、本件と関連する問題点について言及する。

『委任状争奪戦の時代』を迎えるにあたって」金融・商事判例1300号14頁、16頁(2008年)、弥永真生「委任状勧誘合戦」法学セミナー641号110頁(2008年)参照。

(3) 田中亘「委任状勧誘戦に関する法律問題」金融・商事判例1300号9頁(2008年)参照。

(4) 寺田昌彦=寺崎大介=松田洋志「委任状争奪戦に向けての委任状勧誘規制の問題点」旬刊商事法務1802号35頁(2007年)参照。

(5) 酒井太郎「委任状勧誘規制」法学教室365号65頁(2011年)参照。

(6) 酒井・前掲註(2)45頁参照。

(7) 酒井・前掲註(2)46~47頁、49頁参照。

(8) 内田貴・民法Ⅱ[第3版]425~426頁(2011年・東京大学出版会)参照。

2 事実

1 X（原告）は、平成4年8月から平成23年4月29日までの間、A株式会社の代表取締役を務めていた者である。また、Xは、遅くとも平成7年1月12日から平成11年1月20日までの間、有機肥料、土壌改良剤、飼料の製造、販売業務等を目的とするB株式会社の代表取締役を務めていた。

A社は、茨城県a市に本店を置く有線テレビジョン放送事業などを目的とする株式会社であり、平成22年3月31日当時の株主数は1920名であった。

Yら3名（被告）は、いずれもA社の株主である。

2 Yらは、平成22年12月ころ、Yらを含むA社の株主が、Xから株式を早期に公開するとの説明を受けて出資したにもかかわらず、一向に株式公開がされないばかりか、経営状態が極めて悪化しているため、その経営状態体制を刷新する必要があるとの認識に立ち、Xら経営陣を一掃して新たな経営陣を選択するために活動する団体を結成することとし、発起人となって再建有志の会を発足させた。

Yらは、平成23年2月9日、水戸地方裁判所に対し、A社を相手方として、Xを含むA社の取締役の解任等の決議を目的とする臨時株主総会をYらにおいて招集することの許可を申し立てたが、その後、YらとA社は、同社の招集により、上記決議を議題とする株主総会を同年3月28日に開催することを合意した。そして、上記株主総会は東日本大震災のため延期されたが、後に開催された株主総会において、Xの解任決議がなされた。

3 Yらは、遅くとも平成23年3月16日までに、A社の株主に対し、同月28日に開催予定のA社の株主総会に先立ち、Xに関して「Xは、B株式会社の代表取締役時に、二重売買されていることを知りながら、北海道苫小牧市白老で砂利関連事業を営む会社を購入する売買契約を締結している。その結果、同社から4,500万円の資金を流用し、同社代表取締役の職を追われた。その後、後任の同社新代表取締役により、使途不明金4,500万円の返済を求める請求を提起され、敗訴となっている。そして、当該敗訴による返済金を御社から流用していた疑いがある。」との記載（以下、「本件記載」という。）のある「株主総会参考書類」と題する文書（以下、「本件文書」という。）を送付した。

XはB社の取締役在任中に違法と評価される行為をした事実はあるが、本件記載は全て事実ではなかった。ただし、YらがA社株主に送付した本件文書には、本件記載以外にもXが代表取締役の適性に欠けることを示す情報が含まれている。なお、本件記載はYらがA社等の財務を担当していた者から

聴取した内容を元に作成したものである。

4 Xは、Yらが株主総会に先立ち送付した本件文書によりXの社会的評価が低下したとして、不法行為に基づき、慰謝料等を求めている。

3 判旨(一部認容、一部棄却、控訴)

「1 争点(1)(本件文書の送付によりXの名誉が毀損されたといえるか)について

…(2) …本件記載は、…Xについて、代表取締役を務める会社に、代表取締役としての任務に違背して支出をさせたことがある人物であるという印象を与えるということができる。

…本件記載は、Xの社会的評価を低下させるものといえ…る。

(3) …よって、Yらによる株主に対する本件文書の送付により、Xの名誉が毀損されたといえる。

2 争点(2)(違法性阻却事由(本件記載の内容の真実性)の有無)について

(1) 公共性及び公益目的について

本件記載の内容は、A社の取締役の適格性に関する事実であるといえるところ、…Yらによる本件文書の送付の経緯及び対象からみて、これは、A社の株主全体の利益に関わる事実であるから、公共の利害に関する事実であるといえることができ、また、Yらが本件文書を送付した目的も、A社の取締役として適格性に欠ける者を取締役から解任し、適格性のある者を取締役に選任する目的であったと認められるから、公益を図る目的であったといえることができる。

…(3) 本件記載の内容の真実性について

…Xは、B社の代表取締役に就任していたときに、北海道苫小牧市白老で砂利採取関係事業を営む会社を購入する旨の売買契約を締結したことがあったものの、Xが、同売買契約が二重売買であったことを知っていたこと、あるいは、同売買契約に関してB社から4500万円の資金を支出して支払をしたと認めるに足る証拠はない。また、Xは、B社の代表取締役を任期途中で辞任しているが、この辞任に至る経緯は必ずしも明らかでなく、さらに、B社がXに対し、用途不明の4500万円について返還を求める訴訟を提起したこともなかったと認められる。

したがって、本件各摘示事実が真実であるということとはできない。

(4) これに対し、Yらは、Xが、B社の取締役在任中に違法行為を行い、そのためにB社から法的責任を追及されたことは真実なのであるから、本件

各摘示事実の重要な部分は真実であり、本件各摘示事実の摘示する X の不当又は違法な行為の細部につき真実性が認められないとしても、これにより本件各摘示事実の重要部分の真実性が否定されるものではない旨主張する。

確かに…、X が、B 社の取締役在任中に違法と評価される行為を行い、そのために B 社から法的責任を追及された事実は存在したということができる。

しかしながら…、X が、砂利採取事業を営む会社の二重売買に関連して、B 社から 4500 万円の資金を流用したとの事実を摘示し、この事実を前提として、X が B 社から訴訟を提起されて敗訴し、さらに敗訴による支払のために A 社から資金を流用したとの事実を摘示するものであるところ、本件各摘示事実において前提となっている事実と、…X による取締役会の承認を得ない自己取引の事実とは、いずれも X が取締役としての適格性に欠けるとの株主による判断を導き得るという点で同質であるにすぎず、社会的事実としては著しく異なる別個の事実であるというべきであって、本文書の読者である A 社の株主に与える印象も異なると解されるから…、本件各摘示事実が、その重要な部分において真実であるということとはできないというべきである。』

4 評釈（判旨賛成）

(1) 争点(1)（本文書の送付により X の名誉が毀損されたといえるか）
について

通説によると、名誉とは「人がその品行、徳行、名声、信用その他の人格的価値について社会から受ける客観的評価」⁽⁹⁾ である。この「①人格的価値について②社会から受ける③客観的評価」について、次のように主張されている。

① 人格的価値について

人格的価値は、被侵害利益の類型として、当該利益が物権や債権のような財産的利益と区別する意味で使用される語である⁽¹⁰⁾。人格的価値は人格権により保護されるが、人格権とは「人間の尊厳に由来し、人格の自由な展開および個人の自律的決定の保護を目的とするとともに、個人の私的領域の平穩に対する保護を目的とする権利」⁽¹¹⁾ であり、生命、身体、健康、名誉等、人の人格に関わる利益をめぐる権利が含まれている（「人格権としての名誉権」という表

(9) 潮見佳男・不法行為法 I〔第 2 版〕173 頁（2009 年・信山社）より。

(10) 内田・前掲註(8)365 頁参照。

(11) 潮見・前掲註(9)194 頁より。

現もあるが、名誉権より人格権のほうが概念として大きい。) (12)。

また、判例では各種の人格的利益(例えば、騒音等の生活妨害に対する権利等。)を容していることから、人格権のインフレ化が引き起こされていると言われているが、その外延がどこにあるかは必ずしも明らかではない(13)。

② 社会について

社会が何を意味するかは、違法性阻却事由の1つである事案の公共性の理解にもかかわると考えられるため、ここで共に考察する。なぜなら、創価学会会長の私行が問題となった最判昭和56年4月16日刑集35巻3号84頁において、「私人の私生活上の行状であっても、そのたずさわる社会的活動の性質及びこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として、刑法230条ノ2第1項にいう『公共ノ利害ニ関スル事実』にあたる場合があると解すべきである」とされており、社会と公共は同義と考えられるためである。

これまで事案の公共性が問われてきたのは、上記創価学会会長の私行のほか、例えば議員候補者の前科(最判昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁参照)や、政党間の批判・論評(最判昭和62年4月24日民集41巻3号490頁参照)等の、広く社会一般の利害に係る情報であるのに対し、本件で問題となっているのは会社内という、部分社会の中でのみ意味を持つ情報であることから問題となる。

この点について、民法学説は「公表事項の公共利害関係性に関しては、摘示された事実事態(ママ)の内容・性質に照らして客観的に判断されるべきである。」(14)とされる。しかし、より詳細に論じているのは刑法学説である。刑法の体系書を参考にとすると、「公共の利害に関する事実とは、それを知ることが、社会にとって重大な利益となるような事実を意味する。」(15)とする学説や、「部分社会のみの利害に関することであっても、その範囲に属する者との関係では事実の公共性を肯定してよい。」(16)とする学説もある。

これらの学説によると、部分社会の中でのみ意味を持つ情報であっても、公共性を肯定してよいことになり、また、何が公共に該当するかも当該部分社会の性質等の個別具体的場面で異なることになる。

(12) 平野裕之・民法総合6 不法行為法〔第3版〕75頁(2013年・信山社)参照。

(13) 内田・前掲註(8)368頁、平野・前掲註(12)75頁参照。

(14) 潮見・前掲註(9)180頁より。

(15) 林幹人・刑法各論〔第2版〕118頁(2007年・東京大学出版会)より。

(16) 西田典之・刑法各論〔第6版〕113~114頁(2012年・弘文堂)より。

③ 客観的評価について

客観的評価がいかなるものかは、その人の社会における地位等を考慮して判断され⁽¹⁷⁾、当該客観的評価が低下したか否かは当該情報を受領した合理的一般人を基準として決定される⁽¹⁸⁾。

そして、名誉毀損が不法行為の程度に達するためには、名誉を毀損する情報が社会全体までではないが、一定範囲に流布されることを必要とする⁽¹⁹⁾。このことは、部分社会内の名誉毀損の場合に同様に妥当するものと解される。

また、名誉を毀損する手段も、マスメディア等のみならず、出版されていない書面、手紙、私語であっても、およそ他者の社会的評価に影響するものであれば十分である⁽²⁰⁾。

以上を踏まえて、取締役の適格性が「人格的価値について社会から受ける客観的評価」と言えるのかを検討する。

取締役に選任される過程を考慮すると、取締役候補者は、取締役に任用される際に、取締役の適格性について株主から評価を受けていると考えられることから、この評価は、第1に、取締役の社会的評価自体が会社の経営により形成されるのか、第2に、第1点目が肯定されるとして、会社経営の結果が芳しくなかったとしても、直ちに取締役が株主からの評価に对应していないことになるという合意があるかを問題とすべきである。

第1点目については、一般的に取締役は株主の代理人として会社経営に携わる経営の専門家であることから、選任前の経営手腕（あるいは期待値）を買われて株主から選任されるので⁽²¹⁾、取締役の評価は選任後の実際の会社の経営により形成されると考えられる。そして、取締役の経営専門家という立場から由来する価値は株主利益のために会社を経営する点に求められるので、人格的価値と認められると思われる。しかし、第2点目については、取締役が最善を尽くしたとしても経済的状況等により結果を残せないこともあるので、このような合意はないものと考えられる。そして、このような合意がないところで、株主が取締役の適格性を問題とすることは、違法性阻却事由の中で考察すべきであると考えられる。

(17) 五十嵐清・人格権法概説 28 頁（2003 年・有斐閣）参照。

(18) 潮見・前掲註(9) 176 頁参照。

(19) 遠藤浩編・基本法コンメンタール〔第四版〕新条文対照補訂版債権各論Ⅱ 128～129 頁〔橋本恭宏〕（2005 年・日本評論社）参照。

(20) 宗宮信次・増補名誉権論 522 頁（1961 年・有斐閣）参照。

(21) 近藤光男・最近株式会社法（第 7 版）232 頁（2014 年・中央経済社）参照。

本件では、Yらが本件株主総会に先立ち、本件記載を含む本件文書を他の株主に送付している。XはA社の代表取締役の地位にあり、取締役の適格性という評価が低下する情報がA社株主という部分社会の構成員の間に流布されているため、名誉毀損が成立するとした争点(1)は妥当である。

(2) 争点(2) (違法性阻却事由(本件記載の内容の真实性)の有無)について

名誉毀損には事実の適示による名誉毀損と事実を基礎とする意見ないし論評による名誉毀損があり、両者を区別するのは難しい場合が多いと言われているが⁽²²⁾、判旨は本件記載を真実ではないとしていることから、前者が問題となる。

事実の適示による名誉毀損における違法性阻却事由は、事案の公共性、公益目的の有無、重要部分における真实性の証明(真实性の抗弁)ないし真実であると信じることに對する相当性の証明(相当性の抗弁)の3点である(本件では相当性の抗弁は関係ないので論じない。⁽²³⁾)。この3点について、学説は以下のように理解している。

① 事案の公共性について

事案の公共性について比較的詳細な論考は、「国家公共団体に関する事実は固より、社会一般の利害に影響する事業、例えば学校・病院・寺院。営利事業でも、その影響が直接一般公衆に及ぶもの、文化に直接影響ある事項等であつて、その範囲は、文化が進歩し、社会共同生活の關係が益々密接すると共に、その範囲を拡大する。主なものを例示すれば、…公表された会社の目論見書等に関する事実等である。」⁽²⁴⁾と解している。しかし、ここで言及されている目論見書は証券取引法上のものではないと思われ、会社に関する事項に公共性があることを示すために例示されていると思われる。それでは具体的に、会社に関する事項の如何なる点に公共性が認められるのであろうか。

取締役選解任をめぐる委任状勧誘の場面において、公共の利益(会社という部分社会の構成員である株主の利益)と目されるものは何かというと、取締役の適格性と考えられる。そして、これは、会社経営能力、これまでの経営実績、

(22) 中島雅「不法行為法における名誉概念の変遷(1)」法学協会雑誌124巻9号2030頁(2007年)参照。

(23) 潮見・前掲註(9)178~182頁参照。

(24) 宗宮・前掲註(20)523~524頁より。宗宮教授は、同書の初版(1939年発刊)においても、公に発表された会社の目論見書は公衆の批評に委ねられたものであるから、公益に関するとしていた(宗宮・前掲註(20)135頁、377~378頁参照)。

会社経営に対する考え方や人間性等をもとに判断されると考えられる。

本件の情報は、A社の代表取締役であったXはYら株主を募集する際に早期の株式を公開するとしておきながら、株式公開が果たせず、A社の経営状況も悪化していることからもたらされたものであり、A社株主にとって重大な利益に関係する。したがって、公共性を肯定すべきである。

学説では、上記のように部分社会のみの利害に関係する情報でも、当該部分社会に属する者との関係で公共性を肯定してよいと主張していたが、本件判旨は、「A社の取締役の適格性に関する事実…は、A社の株主全体の利益に関わる事実であるから、公共の利害に関する」としており、実際に会社内という部分社会で公共性を肯定した点が本件の特徴の1点目である。

② 公益目的の有無について

一般的に、公益目的については専ら公益目的が必要と言われるが、学説は、自らの利益を図る意図を全く否定することは妥当ではことから、この「専ら」は「主として」という程度と解されている⁽²⁵⁾。

「主として」公益目的が必要であるとしても、本件でYらが本件文書を送付した理由は取締役の適格性に疑問のあるXを解任するためであり、それはA社株主全体の利益に関する。よって、本件では、「専ら」公益目的でなされたものと考えられる。

株主全体の利益を図ることが公益目的に適うとしたことが、本件の特徴の2点目である。

ところで、本件では株主全体の利益の場合が公益目的に適うとしているが、会社内で株主同士の対立があり、複数の株主グループが自らの利益を互いに図りあっているような場合如何については、当該グループ以外の株主の利益をどう図るのかという問題もありえよう。株主同士の対立があり会社経営に支障をきたしているような場合、経営に対する批判をそれぞれが公にすることで株主全体の意思の統一が図られることから、この場合も公益目的を肯定してよいだろう。

③ 真実性の抗弁について

最後に問題となるのは、本件記載の重要な部分が客観的に真実か否かである。判例は、「重要な部分」とは、当該情報の内容、発信者と受信者等の関係から、個別具体的に判断していると解されている⁽²⁶⁾。そうとはいえ、そもそ

(25) 平野・前掲註(12)113頁、林・前掲註(15)119頁参照。

(26) 神田孝夫「論評ないし意見表明による名誉毀損と免責事由(2)」札幌法学15巻1号54

も本件記載は全体として客観的な真実に合致したものではないと認定されているため、重要な部分等について議論する必要は乏しい。

以上より、①②は肯定されるが、③は否定されるため、違法性阻却事由は認められない。よって、争点(2)も妥当と考える。

(3) 本件に関連する問題点

株主が会社に自己の要求を伝える手段である点では委任状と共通性を有する株主提案権(会社法305条1項)については、会社法施行規則93条1項3号において、専ら人の名誉を侵害し、侮辱する情報は株主総会参考書類に記載されないので、名誉毀損にあたりうるような情報をして他の株主に知らしめるような状況は起こりえない。なお、ここでいう「人」には自社の取締役も含まれる⁽²⁷⁾。

これに対して、勧誘府令39条1項3号においては、株主提案につき株式会社⁽²⁷⁾が勧誘をする際に、専ら人の名誉を侵害し、侮辱する情報は記載されないと規定する。株主を名宛人としていない点で片手落ちであり、これをフォローしているのが本件とも言えるが、本来は勧誘府令等でも対応すべき問題であると考えられる。

(本学大学院博士後期課程)

頁、56頁(2003年)参照。

(27) 弥永真生・コンメンタル会社法施行規則・電子公告規制539頁(2007年・商事法務)参照。